

令和3年12月20日
保健福祉政策部国保・年金課

令和4・5年度後期高齢者医療保険料の検討状況について

1 主旨

平成20年4月創設の後期高齢者医療制度では、被保険者の一部負担金を除いた医療給付費等のうち、約10パーセント(後期高齢者負担率)を保険料でまかなうこととなっている。

保険料は、被保険者数や医療費の伸び等を勘案し、2年ごとに見直される。東京都後期高齢者医療広域連合(以下、「東京都広域連合」という。)において、令和4・5年度保険料の検討が進められ、算定案が示されたので報告する。

2 保険料率改定の要因

(1) 保険料率を算出する主な基礎数値

① 被保険者数(東京都)

令和4年度 166万4千人 (前年度比4.39%)

令和5年度 173万人 (前年度比3.97%)

② 医療給付費の増加率(東京都)

令和4年度 5.21% (過去4年間平均値ひとり当たり増加率0.78%)

令和5年度 4.78% (過去4年間平均値ひとり当たり増加率0.78%)

③ 後期高齢者負担率(全国)

令和4・5年度 11.77% (前回比0.36ポイント増)

④ 賦課限度額(全国)

64万円 ※検討中

(2) 東京都広域連合独自の特別対策等継続の有無

保険料額の急激な上昇を避けるため、本来は保険料に算定すべき葬祭費、審査支払手数料、財政安定化基金拠出金、保険料未収金補填分の4項目について、東京都広域連合を構成する62区市町村では、独自に一般財源を投入する特別対策等を引き続き実施する。

算定案では、東京都広域連合の合計で特別対策約219億円となっており、低所得者に対する所得割額独自軽減対策の約4.6億円とあわせて、約224億円となっている。

3 算定案

特別対策、所得割額独自軽減対策を継続する算定案の内容は別紙のとおり。

※今後、窓口2割負担の影響による厚生労働省の見解が予定されている。

4 今後想定される保険料率の増減理由

(1) 厚生労働省通知に基づく後期高齢者負担率等の変更

(2) 令和4年度後半導入予定の窓口2割負担の影響

(3) 剰余金の精査

(4) 所得係数

5 今後のスケジュール（予定）

令和4年	1月	広域連合協議会で最終案協議 区長会に広域連合最終案報告 広域連合議会で「東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」一部改正
	2月	各区市町村議会に「東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議」上程（第1回定例会）
	4月	規約変更の公表

【参 考】

広域連合議会

定 数	31人（区17人、市12人、町村2人）
選任方法	関係区市町村議会議員のうちから関係区市町村議会による間接選挙
任 期	2年（現在の任期は、令和3年7月2日～令和5年7月1日）

広域連合協議会

広域連合の運営に関して、必要な調整及び協議を図るための関係区市町村の協議組織
委員構成

区長会代表6名、市長会代表6名、町村会代表2名、広域連合長1名、
副広域連合長3名（副広域連合長のうち関係区市町村長から選任される者に限る）

区の75歳以上人口推計

区政策経営部による令和3年7月時点の将来人口推計（外国人を含む）

令和3年	98,591人		
令和4年（2022年）	99,565人	前年比	974人増加
令和5年（2023年）	103,622人	前年比	4,058人増加
令和6年（2024年）	107,041人	前年比	3,418人増加
令和7年（2025年）	110,012人	前年比	2,971人増加
※ 令和3年3月末	区後期高齢者被保険者数		96,774人

令和4・5年度保険料率算定案と過去の保険料率比較表

東京都後期高齢者医療広域連合

保険期間	平成28・29年度		平成30・令和元年度		令和2・3年度		令和4・5年度 算定案			
							特別対策等あり	特別対策等なし		
特別対策等	4項目特別対策と所得割額独自軽減策に一般財源を投入（2年間実施）		4項目特別対策と所得割額独自軽減策に一般財源を投入（2年間実施）		4項目特別対策と所得割額独自軽減策に一般財源を投入（2年間実施）		4項目特別対策と所得割額独自軽減策に一般財源を投入（2年間実施）			
市区町村負担額（2年分）	約202億円 【特別対策合計199億円＋所得割額軽減3.4億】		約211億円 【特別対策合計207億円＋所得割額軽減3.6億】		約217億円 【特別対策合計213億円＋所得割額軽減4億】		約224億円 【特別対策合計219億円＋所得割額軽減4.6億】			
賦課総額（前期比）	3,273億円（118億円増／3.7%）		3,544億円（271億円増／8.3%）		3,695億円（151億円増／4.3%）		4,121億円（426億円増／11.5%）			
所得係数（賦課割合）	1.69（37.17：62.83）		1.63（38.02：61.98）		1.61（38.31：61.69）		1.59（38.61：61.39）			
後期高齢者負担率	10.99%		11.18%		11.41%		11.77%			
予定収納率	98.10%		98.20%		98.30%		98.50%			
保険料率	均等割額 （前期比増減額/率）	42,400円（200円／0.5%）		43,300円（900円／2.1%）		44,100円（800円／1.8%）		46,800円（2,700円／6.1%）		
	所得割率 （前期比増減差/率）	9.07%（0.09%ポイント／1.0%）		8.80%（-0.27%ポイント／-3.0%）		8.72%（-0.08%ポイント／-0.9%）		9.74%（1.02%ポイント／11.7%）		
一人当たり平均保険料額 （前期との差額/率）	97,284円（388円／0.4%） （実績）		99,180円（1,896円／1.9%） （実績）		101,053円（1,873円／1.9%） （令和2年1月最終案）		106,133円（5,080円／5.0%）			
収入額別保険料額※1	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4・5年度	令和4・5年度	
	単身	80万円	4,200円	4,200円	4,300円（100円）	8,600円（4,400円）	13,200円	（4,600円）	14,000円	（800円）
		168万円	6,300円	10,400円	13,000円	（2,600円）	16,400円（3,400円）	19,700円（6,700円）	21,300円	（1,600円）
		173万円	25,700円	31,100円	34,800円	（3,700円）	35,100円	（300円）	38,000円	（2,900円）
		219万円	102,200円	102,200円	101,300円（-900円）	92,700円（-9,500円）	92,800円	（100円）	101,700円	（8,900円）
	2人世帯	192.5万円	60,300円	71,000円	78,000円	（7,000円）	78,400円	（400円）	85,200円	（6,800円）
220万円		103,100円	103,100円	102,200円	（-900円）	102,400円	（200円）	112,000円	（9,600円）	
保険料算入経費の構成図 （金額は2年分※2）	賦課総額 3,273億円 		賦課総額 3,544億円 		賦課総額 3,695億円 		賦課総額 4,121億円 		賦課総額 4,343億円 	
賦課限度額	57万円		62万円		64万円		64万円			
限度額到達所得※4	5,817,000円		6,554,000円		6,834,000円		6,091,000円			
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・財政安定化基金拠出金を除く特別対策3項目と所得割額軽減策に一般財源を投入することとした。 ・剰余金84億円のほか、保険料抑制のため、財政安定化基金145億円を充当することとした。 		<ul style="list-style-type: none"> ・財政安定化基金拠出金を除く特別対策3項目と所得割額軽減策に一般財源を投入することとした。 ・剰余金180億円を収入として計上することとした。 		<ul style="list-style-type: none"> ・財政安定化基金拠出金を除く特別対策3項目と所得割額軽減策に一般財源を投入することとした。 ・剰余金は保健事業と介護予防の一体的実施に係る広域連合負担分の財源（4億円）を含め186億円を収入として計上した。 		<ul style="list-style-type: none"> ・財政安定化基金拠出金を除く特別対策3項目と所得割額軽減策に一般財源を投入して試算した。 ・剰余金180億円を収入として計上して試算した。 ・保健事業と介護予防の一体的実施に係る広域連合負担分の財源には剰余金を見込まず試算した。 			

※1：収入額は本人の年金収入、2人世帯は、本人の年金収入と配偶者の年金収入80万円の場合を想定。（ ）は前期のうち後年度との差額。

※2：端数処理の都合上、賦課総額とその内訳の計が一致しない場合がある。

※3：調整交付金交付調整分とは、普通調整交付金の減額調整分を補填するため保険料算入経費となる分。

※4：賦課限度額に到達する賦課のもととなる所得金額。